

3月13日以降の感染防止に向けた職場における対応について

令和5年3月7日

人事院事務総局

- 今般の通知は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に準じたもの。
 - ・ マスク着用については、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮を求める内容。
 - ・ 各府省の健康管理者が感染対策上又は職務上の理由等により、職員又は外来者等にマスクの着用を求めることは許容。
- なお、マスクの着用以外の施策（風邪症状がみられる場合等の特別休暇等）については、政府における議論を踏まえ、今後改めて通知等を予定。